





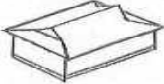





○建築物に共通する主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）

地種区分	基 準
特別保護地区 第1種特別地域	●原則不可
第2種特別地域 第3種特別地域	○植生の復元が困難な地域であって史跡名勝又は学術調査の結果、貴重な場所でないこと ○主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと ○山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと ○外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと

○一般工作物の主な許可基準（建築物を除く。法及び条例の施行規則で定められているもの）

地種区分	基 準
特別保護地区 第1種特別地域	●原則新築不可（ただし、既存の工作物の改築又は建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築を除く。） ○地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築であること
第2種特別地域 第3種特別地域	○植生の復元が困難な地域であって史跡名勝又は学術調査の結果、貴重な場所でないこと ○主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと ○山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと ○外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと ○次の何れかに該当すること ①当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20m以上離れていること ②学術研究その他公益上必要と認められること ③地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること ④農林漁業に付随して行われるものであること ⑤既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること ⑥地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築であること ⑦既存の工作物の改築又は建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築であること

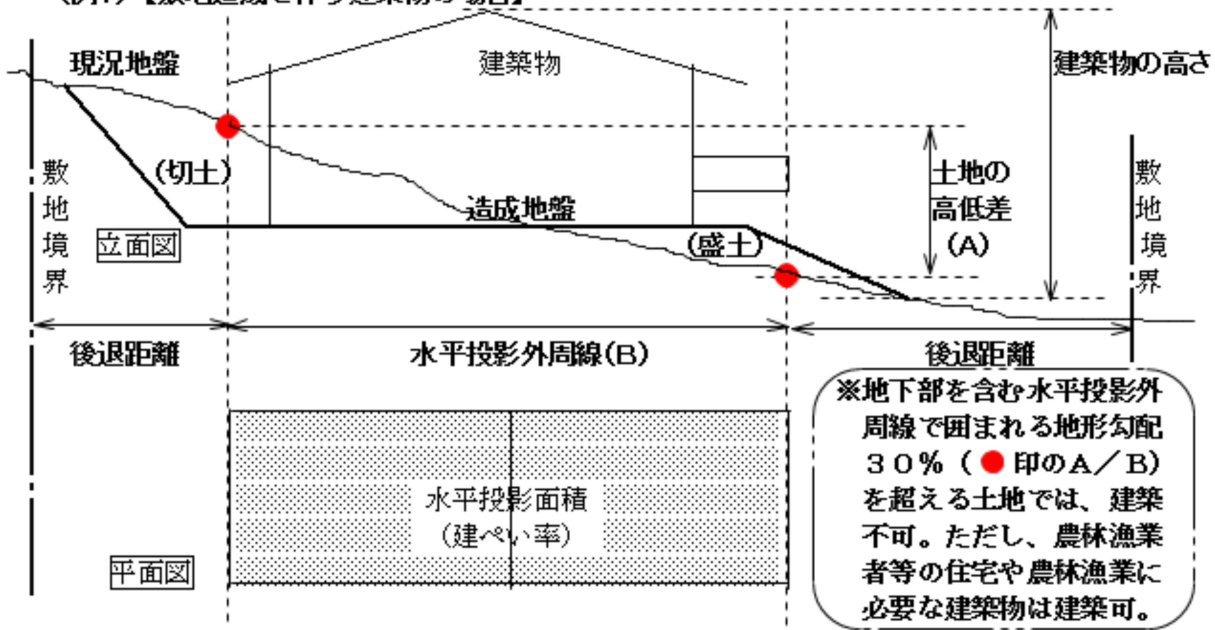
○公園内における建築物の望ましい基本的な形状

望ましい例	一般的に認められない例
 切り妻屋根  寄せ棟屋根	 ドーム  かまぼこ屋根
 入り母屋屋根	 円柱  尖塔
 陸屋根となる場合 (ひさし状パラペット付き)	 バタフライ  陸屋根 (ひさし状パラペット無し)

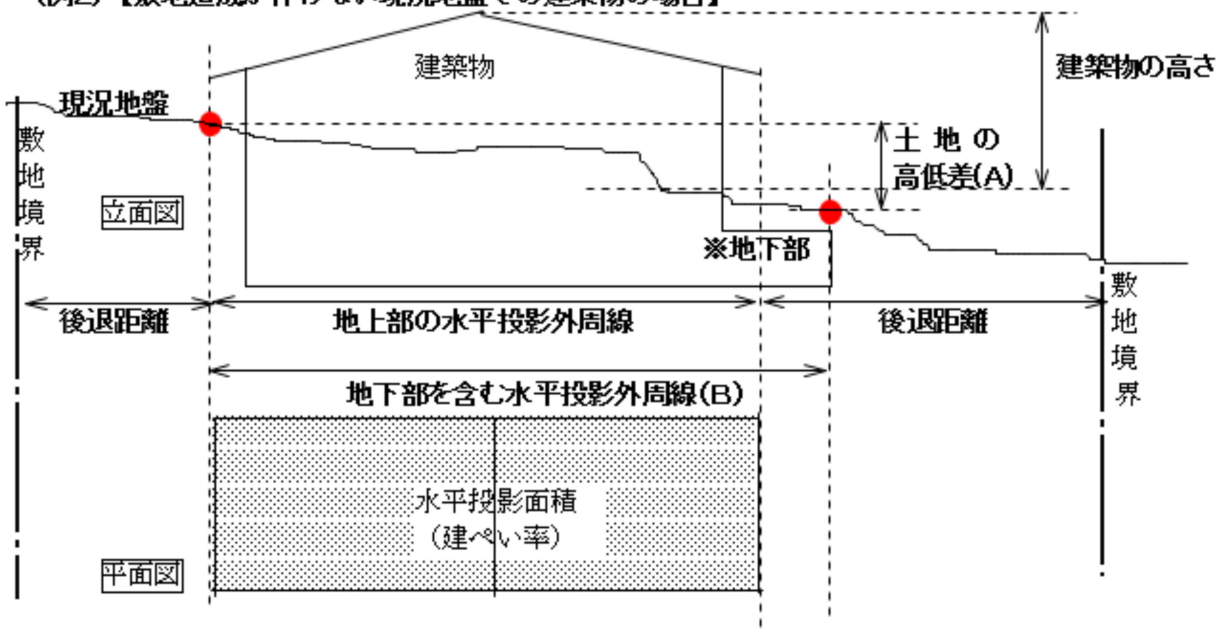
※望ましい屋根勾配は10分の2（2寸）～10分の15（15寸）、軒（傾斜部）の突き出しは外壁面より0.45m以上としてください。（陸屋根の場合のパラペットも同様。）

○工作物の高さ、後退距離、水平投影面積、土地勾配の測定例

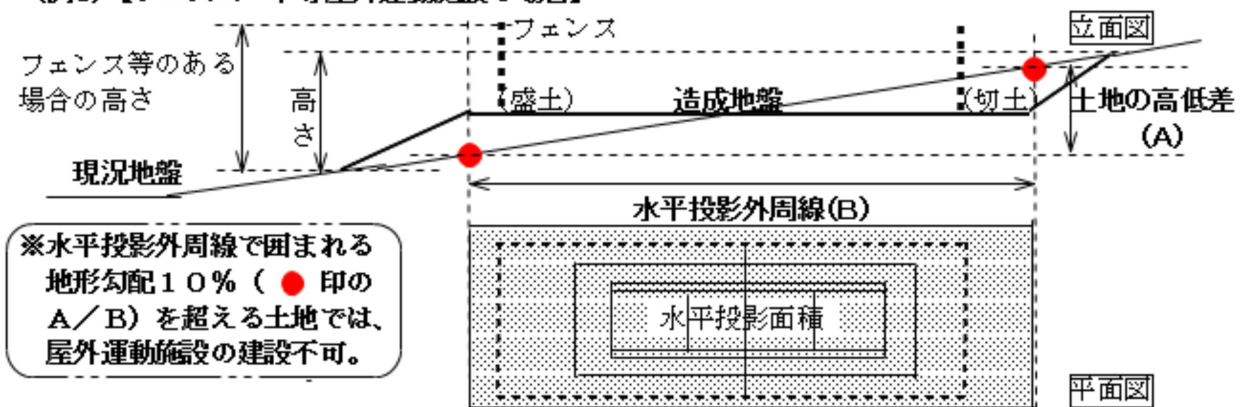
(例1) 【敷地造成を伴う建築物の場合】



(例2) 【敷地造成が伴わない現況地盤での建築物の場合】



(例3) 【テニスコート等屋外運動施設の場合】



○広告物等の主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）

用途区分	設置場所	表示面積	色彩等	高さ	その他の要件
名称、営業内容など事業のために必要な広告物（自己用広告物）	店舗など事務所の敷地内に限る。	5 m ² 以下（1基）	光源（表示面）は白色系。 動光、点滅は認めない。 色彩、形態は周辺の風致景観と調和。	5 m以下	表示面積は、同一敷地内で合計10 m ² 以下
店舗、事業所、別荘、保養所などへ誘導するための広告物（誘導広告物）	分岐など設置目的、地理的条件に照らして必要な場所。	1 m ² 以下（1基）	光源（表示面）は白色系。 動光、点滅は認めない。 色彩、形態は周辺の風致景観と調和。	5 m以下	複数表示する場合の表示面積は、合計10 m ² 以下
自然の案内や解説などの指導標、案内板	—	5 m ² 以下（1基）	光源（表示面）は白色系。 動光、点滅は認めない。 色彩、形態は周辺の風致景観と調和。	5 m以下	複数表示する場合の表示面積は、合計10 m ² 以下。 設置者名の表示300 cm ² 以下。
広告物の機能を有するベンチ、くずかご等	—	300 cm ² 以下（1基）	色彩、形態は周辺の風致景観と調和。 商品名の表示は認めない。	—	営業内容の宣伝の文言は認めない。
行事等で一時的に設置されるものや保安目的等	—	—	—	—	—

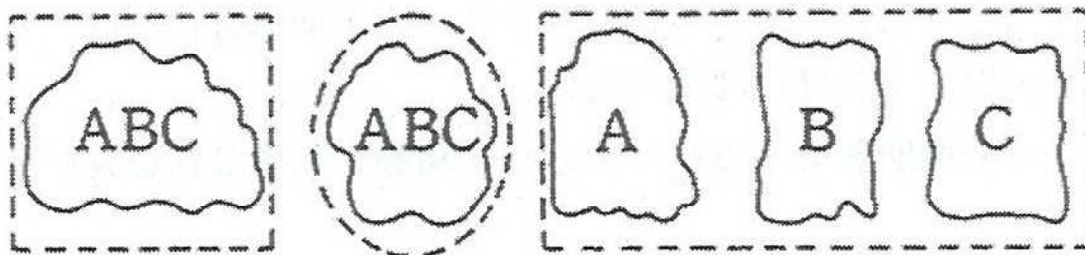
○広告物等の表示面の面積算定例

（自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法 抜粋）

・イ 表示板の場合

表示板の面積を算定する。表示板の形状により板面積の算定が困難な場合には、当該表示板を内包できる長方形または円の面積を算定する。

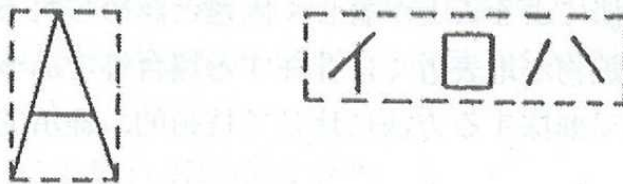
なお、表示板が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合には、一連の表示板を内包できる長方形または円の面積を一表示面として算定する。また、表示面の両面に表示されている場合は、両面合わせて一表示面とする。表示面が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合であって、表示面の配列が同一平面上にない場合には、ハにより算定する。



・ロ 壁面等に表示する場合

表示する文字等を内包できる長方形または円の面積を算定する。

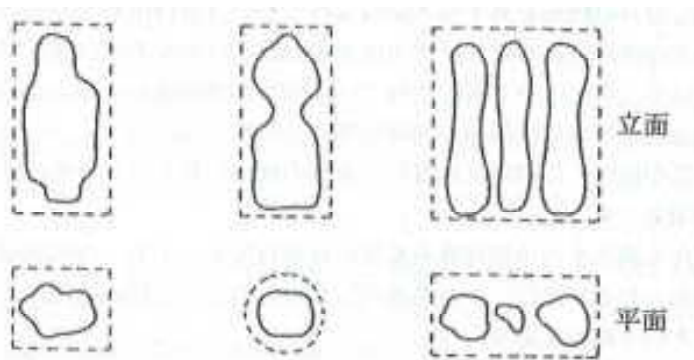
なお、表示する文字等が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合には、一連の文字等を内包できる長方形または円の面積を一表示面として算定する。



・ハ 立体的な広告物の場合

広告物の側面積を算定する。広告物の形状により側面積の算定が困難な場合には当該広告物を内包できる円柱又は角柱の側面積を算定する。

なお、広告物が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合には、一連の広告物を内包できる円柱又は角柱の側面積を一表示面として算定する。



○木竹の伐採の主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）

地種区分	基準
特別保護地区	●原則伐採不可
第1種特別地域	○単木択伐法によるものであること。 ○小班ごとの択伐率が、現在蓄積の10%以下であること。 ○伐採する立木の樹齢が標準伐期齢に10年を加えたもの以上であること。
第2種特別地域	○択伐法の場合 ・小班ごとの択伐率が、現在蓄積の30%以下であること。（用材林） ・小班ごとの択伐率が、現在蓄積の60%以下であること。（薪炭林） ・伐採する立木の樹齢が標準伐期齢以上であること。 ・公園事業施設周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は単木択伐法であること。 ○皆伐法の場合 ・伐採する立木の樹齢が標準伐期齢以上であること。 ・当該伐区が主要な公園利用地点から望見される場合は、1伐区的面積が2ha以内であること。 ・当該伐区が、皆伐法による伐採後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。 ・公園事業施設周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）でないこと。
第3種特別地域	施業要件なし。
各地域共通	学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持に必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理又は測量のために行われるもの。

○指定動植物の採取等の主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）

特別地域及び海域公園地区では、採取（捕獲・採捕）又は損傷を規制されている動植物が指定されています。

【主な許可基準】 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

指定動植物の種類は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課のホームページからご覧いただけます。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/shiteidoushokubutu.htm>）

○屋外に自動販売機を設置する場合

国定公園や道立自然公園の特別地域内において、屋外に自動販売機を設置する場合も工作物の新築許可が必要です。

許可に際しては、一般工作物の許可基準が適用されますが、自動販売機の色等については、清涼飲料自販機協議会（全国清涼飲料工業会、日本自動販売協会、日本自動販売機工業会、日本自動販売機保安整備協会）が2006年1月に制定した「風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン」（<http://www.jsvmc.jp/guideline/view2.html>）に沿ったものとしてください。

【参考：「風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン」】

風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン

位置

自動販売機の設置に当たっては、隣接する建築物との調和を図ります。

色彩

基調となる色彩は清涼飲料自販機協議会により推奨される色彩「修正マンセル黄褐色5Y7.5/1.5」またはそれに相当する「(社)日本飲料工業会2009年E級塗料用標準色E25-75C」を原則とします。

※鮮やかなカラーイメージは本来ではありません。実際の色調は、上記の色番号でご確認ください。

デザイン・形態等

周辺景観との調和に配慮し、縦型・ロゴマーク類は隠す人が分かり易く識別できる必要最小限の表示とします。

広告物

広告物は周辺景観との調和を図り、必要最小限の貼付とします。

※ポスター、商品ステッカー

<自動販売機表示例>
当表示例は、各機に関する対応の代表事例です。

「自動販売機自主景観ガイドライン」に定めのない内容、及び自治体からの要請について特別の要請等がある場合には、その内容について自治体と十分協議の上、清涼飲料自販機協議会と連携し具体的な解決方法を検討します。

お問い合わせ先

「清涼飲料自販機協議会」加盟団体

<p>(社)全国清涼飲料工業会</p> <p>TEL:03-5579-7208 FAX:03-2076-7208 〒105-0023 東京都中央区日本橋浜町2-2-2 CMCS http://www.jnpi.or.jp</p>	<p>日本自動販売協会</p> <p>TEL:03-5566-0000 FAX:03-5526-0802 〒145-0004 東京都港区新橋3-14-14 日科ビル7F http://www.japan-vma.or.jp</p>	<p>一般社団法人日本自動販売機工業会</p> <p>TEL:03-5432-3442 FAX:03-5432-1907 〒105-0001 東京都港区新橋3-14-14 日科ビル7F http://www.jvmc.or.jp</p>	<p>日本自動販売機保安整備協会</p> <p>TEL:03-5432-7204 FAX:03-5432-1758 〒105-0004 東京都港区新橋3-14-14 日科ビル7F http://www.jabkpo.com</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">掲載日: 2011.01</p>
---	--	---	---

(清涼飲料自販機協議会のホームページより)

○特例の許可基準が定められている地区

公園名	地区名	行為の種類	特例の許可基準の概要
網走国定公園	天都山	その他建物	高さ、後退距離を緩和
	能取工業団地	その他建物	後退距離を緩和
	女満別集団施設	その他建物	後退距離、建ぺい率を緩和
		広告物等	地域行事の一時的な広告物の設置を緩和
	天都山さくら公園、卯原内、呼人浦、女満別湖畔・栄浦、100kmマラソン大会	広告物等	地域行事の一時的な広告物の設置を緩和
	浜小清水	車馬禁	規制日以前から継続反復しているものを緩和
ニセコ積丹小樽海岸国定公園	祝津集団施設、ワッカケ岬、群来、野塚、西河来岸、神岬、川白オネナイ、盃温泉	集合別荘、集合住宅、保養所等	保存緑地、最小敷地面積、一戸当たり敷地面積、建ぺい率、容積率、後退距離を緩和
		その他建物	建ぺい率、容積率、後退距離を緩和
	沖町、歌棄、厚苫、雷電、昆布温泉	その他建物	建ぺい率、容積率、後退距離を緩和
	ニセコ連峰	広告物等	地域行事の一時的な広告物の設置を緩和
	白樺山、シャクナゲ岳	車馬禁	規制日以前から継続反復しているものを緩和
	ニセコひらふ	分譲ホテル	高さ、一戸当たり敷地面積、建ぺい率、容積率、後退距離、建築面積を緩和
		※ 分譲ホテルに付随する その他工作物	主要道路からの後退距離を緩和
大沼国定公園	南大沼	集合別荘等	建ぺい率、容積率、後退距離、高さを緩和
		その他建物	建ぺい率、容積率、後退距離、高さを緩和
	西大沼	集合別荘等	主要道路後退距離を緩和
		その他建物	主要道路後退距離を緩和
日高山脈襟裳国定公園	アポイ	鉱物の採掘	規制日以前の基準（審査指針）に緩和

※特例基準の詳細内容は、関係する各総合振興局や振興局にご確認ください。

※ニセコ積丹小樽海岸国定公園ニセコひらふ地区の分譲ホテルで、特例の許可基準が適用される分譲ホテルは、全ての居室が旅館業法に基づく旅館業を営む建築物に限られます。

○ニセコ地区における景観形成

北海道（建設部まちづくり局都市計画課）では、北海道景観条例に基づき羊蹄山麓広域景観形成推進地域（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）を指定し、建築物や広告物など良好な景観形成を推進しています。

ニセコ積丹小樽海岸国定公園内の行為については、自然公園法の規定が適用されますが、風致景観の判断に際して地域の一体的な景観形成を図るため平成20年9月に北海道建設部まちづくり局都市計画課が作成した「景観形成の基準解説」を参考にして指導することがあります。地域の景観づくりにご理解とご協力をお願いします。

- (例)・全体としてまとまりのある形態意匠・・・「景観形成の基準解説」P. 56
- ・周辺景観と調和する色彩・・・「景観形成の基準解説」P. 56
 - ・付属する設備等に配慮・・・「景観形成の基準解説」P. 57
 - ・周辺景観を著しく阻害する形態意匠・・・「景観形成の基準解説」P. 58、59

「景観形成の基準解説」(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/grp/02/ki_jyunkaisetu.pdf)

○許可・届出を要しない行為（特別地域内）の概要

特別地域内における以下のような行為については、施行規則の規定により許可（届出）を要しない行為になっていまして、許可（届出）を受けずに行うことができますが、自然公園の中であることに配慮し、形状・色彩が周囲の風致又は景観と調和することや行為の規模を必要最小限にしてください。

行為	許可・届出を要しない行為の主なもの
工作物の新築等	<ul style="list-style-type: none"> ○溝、井せき、とい、水車、農林業用水槽等の新築・改築・増築。 ○門、生垣、高さ3 m以下かつ水平投影面積3 0 m²以下のきん舎等の新築・改築・増築。 ○社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等の新築・改築・増築。 ○道路等、公衆が通行し又は集合する場所から2 0 m以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等の新築・改築・増築。 ○ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等の新築・改築・増築。 ○自然公園法又は北海道立自然公園条例の許可を受けて行う行為に必要な工事用の仮工作物（宿舎を除く。）の新築・改築・増築。 ○信号機の新築・改築・増築。 ○道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更をおよぼさないもの。 ○宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。 ○巢箱、給じ台、給水台等を設置すること。 ○測量法に規定する測量標を設置すること。 ○テレビ放送の受信用アンテナを設置すること。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ○宅地の木竹を伐採すること。 ○自家用のために木竹を伐採（塊状択伐を除く。）すること。 ○農業用に栽培した木竹を伐採すること。 ○枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。 ○森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切りし、又は間伐すること。 ○牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
土石等の採取	<ul style="list-style-type: none"> ○宅地内の土石を採取すること。 ○土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。（※小石を拾う程度の行為に限る。） ○道路等、公衆が通行し又は集合する場所から2 0 m以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。
広告物等の掲出	<ul style="list-style-type: none"> ○地表から2. 5 m以下の高さで、広告物等を建築物や工作物に表示すること。 ○法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。 ○鉄道の駅舎やバスの待合所等において、駅名板、停留所標識、料金表等を掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。 ○森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。 ○漁港漁場整備法の規定による漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
物の集積等	<ul style="list-style-type: none"> ○1. 5 m以下の高さで、かつ、1 0 m²以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。 ○耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの。 ○森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。 ○木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。
全般	<ul style="list-style-type: none"> ○工作物等を修繕するために必要な行為（維持管理行為と判断されるもので、規模、形状・色彩等の外観に変更が生じないものに限る。）

※ 上記以外にも、軽微な行為や他の法令に基づく行為など許可（届出）が不要になるものがありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

4. 公園事業の認可の基準

○国定公園

北海道国定公園事業取扱要領第2の5の規定で審査基準が定められています。

また、各公園毎に策定されている管理指針においても公園事業取扱方針の中でそれぞれの地域毎に施設の高さ、建ぺい率、形状や色彩など審査基準が定められています。(※24～28ページ参照。)

場所や事業の種類等により取り扱いが異なりますので、留意してください。

なお、認可を受けた事業の内容を変更する場合も変更の認可申請が必要ですが、軽微な変更については認可を要しないものとして自然公園法施行規則第3条各号において次のとおり定められています。

【変更認可を要しない軽微な事項】

- ・事業執行者の氏名（法人にあっては代表者）、名称、住所の変更
- ・管理又は経営を委託する場合、受託者の氏名、名称、住所の変更
- ・施設の供用期間が通年でない場合の供用期間
- ・料金を徴収する場合の標準的な額
- ・施設の供用開始の予定年月日
- ・工事の施工予定期間

〔※変更申請は不要ですが、自然公園法第16条第4項の規定において準用する法第10条第9項の規定に基づく届出が必要です。〕

○道立自然公園 道立自然公園事業取扱要領（平成12年11月17日付け自然第898号通知）第2の2の規定で認可基準が定められています。

また、各公園毎に策定されている管理指針においても公園事業取扱方針の中でそれぞれの地域毎に施設の高さ、建ぺい率、形状や色彩など審査基準が定められています。(※34～36ページ参照。)

認可基準や変更認可を要しない軽微な変更については、国定公園とほぼ同様な内容です。

※数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断のうえ、必要な指導を行います。

○公園事業認可の審査（認可）基準（公園事業取扱要領で定められているもの）

審 査 （ 認 可 ） 基 準
(1) 公園計画及び公園事業の決定事項に適合すること。
(2) 公園管理指針の規定に適合すること。
(3) 付帯施設がある場合には、付帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。
(4) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。
(5) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
(6) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
(7) 利用施設について、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。
(8) 公園事業の執行が公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。
(9) 公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を公園事業の用に供するための権原を有していること。
(10) 公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。
(11) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。